

事務連絡
令和元年6月19日

各
保険医療機関
保険薬局
柔道整復施術所
訪問看護ステーション } 御中

岩手県国民健康保険団体連合会
事務局長 佐藤 新

医療費助成事業の現物給付拡大等及び岩手県医療費助成事業コード一覧表
(令和元年8月1日現在)の送付について

平素、子ども等医療費助成事業の審査集計業務につきましては、格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年8月診療(施術)分より医療費助成現物給付が未就学児から小学生卒業まで拡大されることとなりましたが、下記7市村より市町村単独医療費助成事業として、同月診療分から下記のとおり給付及び事業拡大する旨の通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、令和元年8月診療(施術)分から給付及び事業拡大への御対応をお願いいたします。

また、受給者給付拡大等に伴い、標記事業コード一覧表をお送りいたしますので、御活用ください。

記

1. 給付及び事業拡大

【盛岡市(未就学児)現物給付】

- 1 事業コード 未就学児は10又は60を使用
- 2 所得制限 所得制限なし。
- 3 給付内容 保険診療分の自己負担額全額を給付

【陸前高田市(子ども医療費助成事業)現物給付及び自動償還】

- 1 事業コード 未就学児から高校生等は60を使用
【高校生等の医療費給付申請書は「グレー色」】
- 2 拡大対象者 陸前高田市に住所を有する「中学生(15歳に達する日以後の最初の3月31日)まで」から「高校生(18歳に達する日以後の最初の3月31日)まで」に拡大し、未就学児以上の所得制限をなし。
- 3 所得制限 所得制限なし。
- 4 給付内容 保険診療分の自己負担額全額を給付

【滝沢市(子ども医療費助成事業)現物給付及び自動償還】

- 1 事業コード 3歳未満は10又は60、中学生は60を使用

【中学生の医療費給付申請書は「グレー色」】

- 2 所得制限 3歳未満は所得制限なし。
3歳以上は所得制限あり。(県基準)
- 3 給付内容 ○ 3歳未満は保険診療分の自己負担額全額を給付
○ 3歳から就学前までは保険診療分の自己負担額から、受給者負担額1レセプトあたり入院外750円、入院2,500円を差し引いた額を給付。(監護者が市町村民税非課税である場合は受給者負担なし。)
○ 小学生及び中学生は保険診療分の自己負担額から、受給者負担額1レセプトあたり入院外1,500円、入院5,000円を差し引いた額を給付(監護者が市町村民税非課税である場合、小学生の入院外及び中学生の入院外・入院は受給者負担あり。)

【田野畑村・普代村・野田村・九戸村（子ども医療費助成事業）現物給付】

- 1 事業コード 未就学児及び小学生は10又は60を使用
- 2 所得制限 所得制限なし。
- 3 給付内容 保険診療分の自己負担額全額を給付

【野田村（妊産婦医療費助成事業）現物給付】

- 1 事業コード 妊産婦は20又は70を使用
- 2 所得制限 所得制限なし。
- 3 給付内容 保険診療分の自己負担額全額を給付

※太字及び下線部が変更箇所となります。〃

2. 給付及び事業拡大の問い合わせ先

| | | |
|-------|---------|------------------------|
| 盛岡市 | 医療助成年金課 | 電話：019-626-7528（直通） |
| 陸前高田市 | 市民課 国保係 | 電話：0192-54-2111（内線246） |
| 滝沢市 | 保険年金課 | 電話：019-656-6530（直通） |
| 田野畑村 | 生活環境課 | 電話：0194-34-2114（内線25） |
| 普代村 | 住民福祉課 | 電話：0194-35-2113（内線135） |
| 野田村 | 住民生活課 | 電話：0194-78-2928（直通） |
| 九戸村 | 住民生活課 | 電話：0195-42-2111（内線212） |

3. その他

各市町村において、医療費助成受給者証が8月に更新されています。市町村によっては、保護者等の所得により8月以降受給対象外となる方（受給者証を発行されない方）、受給者証番号が変更となる方、自己負担額が変更となる方もいますので、受給者証に記載の「自己負担額」、「有効期間」を御確認のうえ、提出くださるようお願いいたします。

担当：審査部審査課 福祉・療養費係
TEL：019-623-4328
FAX：019-623-4340